

2026年2月12日

各 位

会 社 名 サカタインクス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 上野 吉昭
(コード番号 4633 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 片山 耕
電話番号 03-5689-6601

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結、
監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更(商号、事業目的および
機関の変更等)に関するお知らせ

当社は、2025年11月7日公表の「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立および監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、本日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制に移行するため、当社の100%子会社であるサカタインクス分割準備株式会社(以下、「準備会社」といいます。)との間で吸収分割契約を締結すること(以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。)、監査等委員会設置会社へ移行すること、および2026年3月26日開催予定の第148期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件分割により、当社は2027年1月1日付(予定)で商号を「INXホールディングス株式会社」へ変更とともに、その事業目的を持株会社体制移行後の体制にあわせて変更する予定です。なお、本件分割および定款変更につきましては、2026年3月26日開催予定の第148期定時株主総会決議による承認および必要に応じて所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

なお、本件分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・開示内容を一部省略して開示しております。

記

I. 当社を分割会社とする会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、2025年9月26日付「持株会社体制への移行に関する検討開始のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、長期ビジョン「SAKATA INX VISION 2030」に掲げた変革の柱の一つである「グローバル連結経営のさらなる強化」を実現し、将来にわたって持続的な成長と企業価値向上を目指すべく、グループガバナンスの強化、経営資源の最適な配分、ならびに機動的な組織体制の構築を推進するため、2027年1月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

① 吸収分割(分割会社:当社)

吸收分割契約承認取締役会	2026年2月12日
吸收分割契約締結	2026年2月12日
吸收分割契約承認定時株主総会	2026年3月26日(予定)
吸收分割の効力発生日	2027年1月1日(予定)

② 吸収分割(承継会社:準備会社)

吸收分割契約締結承認取締役決定	2026年2月12日
吸收分割契約締結	2026年2月12日
吸收分割契約承認定時株主総会	2026年3月25日(予定)
吸收分割の効力発生日	2027年1月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社(以下、「分割会社」といいます。)とし、当社の100%子会社である準備会社を吸収分割承継会社(以下、「承継会社」といいます。)とする吸収分割により行います。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件分割に係る割当の内容

本件分割に際し、承継会社は普通株式28,000株を新規発行し、そのすべてを分割会社である当社に対して割当交付いたします。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません

(5) 本吸収分割により増減する資本金等

本件分割に伴う当社の資本金の増減はありません

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、当社に属する印刷インキ・機材事業、機能性材料事業等に関する資産、負債、雇用契約その他の契約上の地位およびこれらに付随する一切の権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継いたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社および承継会社とともに、本件分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件分割後においても、当社および承継会社の債務の履行の見込みに問題はないとの判断しております。

3. 本件分割の当時会社の概要

	分割会社 (2025年12月31日現在)	承継会社 (2026年1月7日設立時点)
(1)商号	サカタインクス株式会社	サカタインクス分割準備株式会社
(2)所在地	大阪市中央区淡路町4丁目2番13号	東京都文京区後楽1丁目4番25号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 上野 吉昭	代表取締役 森田 博
(4)事業内容	各種印刷インキ・補助剤の製造・販売等	各種印刷インキ・補助剤の製造・販売等
(5)資本金	7,472百万円	350百万円
(6)設立年月日	1920年9月5日	2026年1月7日
(7)発行済株式数	54,172,361株	7,000株
(8)決算期	12月31日	12月31日
(9)大株主および持株比率	日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口) 11.12% サカタインクス株式会社 9.07% 住友生命相互保険会社 6.47% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 3.73% THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT 3.42% サカタインクス社員持株会 2.95% BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 2.63% 有限会社神戸物産 2.61% 株式会社朝日新聞社 2.18% THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND 1.89%	サカタインクス株式会社 100%
(10)当時会社間の関係	資本関係 人的関係 取引関係	当社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。 当社より承継会社に取締役1名を派遣しております。 承継会社は事業開始前であるため、現時点における当社との取引関係はありません。
(11)直前事業年度の財政状態および経営成績	2025年12月期 (連結)	設立時 (2026年1月7日)
純資産	126,519百万円 (連結)	350百万円
総資産	225,864百万円 (連結)	350百万円
1株当たり純資産	2,425.44円 (連結)	50,000円
売上高	257,668百万円 (連結)	—
営業利益	15,226百万円 (連結)	—
経常利益	15,364百万円 (連結)	—
親会社株主に帰属する当期純利益	11,609百万円 (連結)	—
1株当たり当期純利益	235.26円 (連結)	—

(注)1.当社は、2027年1月1日付で「INXホールディングス株式会社」に商号変更予定です。

(注)2.承継会社は、2027年1月1日付で「サカタインクス株式会社」に商号変更予定です。

(注)3.承継会社は、最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表項目のみ表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

効力発生日において、当社に属する印刷インキ・機材事業、機能性材料事業等

(2) 分割する部門の経営成績(2025年12月期)

	分割事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a÷b)
売上高	65,589百万円	66,681百万円	98.4%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	6,743百万円	流動負債	2,192百万円
固定資産	7,128百万円	固定負債	9,321百万円
合計	13,872百万円	合計	11,514百万円

(注)上記金額は、2025年12月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した金額となります。

5. 本件分割後の状況(2027年1月1日(予定))

	分割会社	承継会社
(1)名称	INXホールディングス株式会社 (2027年1月1日付で「サカタインクス株式会社」より商号変更予定)	サカタインクス株式会社 (2027年1月1日付で「サカタインクス分割準備株式会社」より商号変更予定)
(2)所在地	大阪市中央区淡路町4丁目2番13号	東京都文京区後楽1丁目4番25号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 上野 吉昭	代表取締役 森田 博
(4)事業内容	グループ会社の経営管理・不動産賃貸等	各種印刷インキ・補助剤の製造・販売等
(5)資本金	7,472百万円	350百万円
(6)決算期	12月31日	12月31日

6. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきまして、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、ロイヤリティ収入、不動産賃貸収入が中心となり、費用は研究開発、不動産賃貸・管理に係るものおよび持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

II. 監査等委員会設置会社への移行

1. 監査等委員会設置会社への移行の理由

当社は、2025年9月26日付「持株会社体制への移行に関する検討開始のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、長期ビジョンに掲げた変革の柱の一つである「グローバル連結経営のさらなる強化」を実現し、機動的な組織体制の構築を推進するため、持株会社体制への移行を検討してまいりました。

これらの推進力をより一層高めるために、監督機能と業務執行の責任を明確にしながら大胆な権限委譲を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

2. 移行の時期

2026年3月26日開催予定の第148期定時株主総会において、定款変更等について株主の皆様よりご承認をいただき、同定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行する予定です。

III. 定款の変更

1. 定款変更の理由

(1) 商号および事業目的

上記持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の定時株主総会における承認を条件として、当社定款第1条に定める当社の商号を「INXホールディングス株式会社」(英文ではINX HOLDINGS CORPORATION)へ変更し、第3条に定める事業目的を、持株会社としての経営管理等に変更するものです。

(2) 設置する機関

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

(3) 取締役の員数

これまで、取締役の員数については下限のみを定めていたことから、新たに上限を設けるものです。

(4) 重要な業務執行の決定の委任

監督機能と業務執行の責任を明確にしながら大胆な権限委譲を行い、経営の執行スピードを高めることを目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる定めを置くものです。

(5) その他の変更

上記条文の新設、変更・削除に伴う条数の変更および繰り上げ・繰り下げ、字句の修正等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	2026年3月26日(予定)
定款変更の効力発生日(商号および目的以外)	2026年3月26日(予定)
定款変更の効力発生日(商号および目的)	2027年1月1日(予定)

以上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当会社は<u>サカタインクス株式会社</u>と称し、英文では<u>SAKATA INX CORPORATION</u>と記載する。</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~2. (条文省略)</p> <p>3. 化学工業用・環境保全用、電子・電気部品製造用および印刷情報関連用機械設備・機器・システムの設計、施工、製作および販売ならびにこれらに関する技術指導</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. 画像・音声・データ等の情報処理サービス、情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システム等の開発、<u>製作</u>、販売、賃貸借、管理</p> <p>6. ~7. (条文省略)</p> <p>8. 前各号に関連する特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびノウハウの取得、譲渡、<u>許諾</u>、<u>援助</u>、<u>教育</u>および<u>経営コンサルティング</u>ならびにこれらに付帯関連する業務</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当会社は取締役会、<u>監査役</u>、<u>監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当会社は<u>INXホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>INX HOLDINGS CORPORATION</u>と記載する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第3条 当会社は次の各号に掲げる事業を営む会社(外国における組合を含む。)、組合(組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること目的とする。</p> <p>1. ~2. (現行どおり)</p> <p>3. 化学工業用、環境保全用、電子・電気部品製造用および印刷情報関連用機械設備・機器・システムの設計、施工、製作および販売ならびにこれらに関する技術指導</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 画像・動画・音声その他のデータ等の情報処理サービス、情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システム等の開発、<u>制作</u>、販売、賃貸借、管理</p> <p>6. ~7. (現行どおり)</p> <p>8. 前各号に関連する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウその他の知的財産権の取得、譲渡および利用許諾ならびに前各号の事業を営む企業に対する技術援助、教育および経営コンサルティング</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>②当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる</p> <p>(機関の設置) 第4条 当会社は取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>

<p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>第16条 (条文省略)</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>②前項の株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役<u>3名以上</u>を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役<u>監査等委員である取締役を除く。)10名以内</u>を置く。</p> <p>②当会社に監査等委員である取締役<u>5名以内</u>を置く。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p>③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>②補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>③補欠または増員として選任された取締役<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の現任取締役<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>③補欠または増員として選任された取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

<p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。</p> <p>③(条文省略)</p>	<p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。</p> <p>③(現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって取締役中から会長および社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>②取締役会はその決議によって代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長および社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>②取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第24条 (監査役の員数)</p> <p>当会社に監査役3名以上を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②当会社は、会社法329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる</p> <p>③前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>

<p>②任意の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、前項第2項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</p>	
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第28条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>③監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第30条 当会社の事業年度は毎年1月1日から翌年12月31日までとする。</u></p>	<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第27条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</u></p>
<p>(剩余金の配当)</p> <p><u>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>	<p>(剩余金の配当)</p> <p><u>第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、期末配当を行うことができる。</u></p>

<p>②前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>第7章 買収防衛策</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>②前項に定める場合のほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 期末配当金および中間配当金がその支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>第7章 買収防衛策</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第1条 第148期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(商号および目的に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第1条(商号)および第3条(目的)の変更是、2027年1月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。</p>
---	---

以上